

封建的小都市攷

田中正義

I

その二つの訳書の原著者として、また故高橋幸八郎教授の参加された・かの「移行」論争関係文献を集録せる“*The Transition from Feudalism to Capitalism*” (London, 1976)⁽²⁾の‘Introduction’の執筆者として、夙に我が国の読者にも馴染みの深い、中世後期(第14~5世紀)イングランドの農村社会史家 Rodney Hilton (1916~)は、その Birmingham の中世社会史教授退任の年、1982年に、‘*Urban History Yearbook*’に、‘*Towns in English Feudal Society*’と題する一論攷を寄せ、彼が1973年に Oxford で行った Ford Lectures の一部—‘*The Small Town as Part of Peasant Society*’⁽³⁾の論旨をより一層発展=徹底せしめる所があったが、夫れは、いま、彼の近刊の論文集“*Class Conflict and the Crisis of Feudalism: Essays in Medieval Social History* (London, 1985)のなかに収められている。

此の論攷に於て、Hilton は、先ず、「中世の都市的景観の顧みられざる一形姿」(a neglected feature of the medieval urban scene)としての‘small town’の問題を取り上げ、此れらの小都市がその多くは封建的大所領の構成要素をなしていた関係上、此の機会に、彼は、全体としての封建社会に於ける都市の役割如何と云うより広汎なる視野にまで諸問題の考察を拡げている。彼は、曰う、在来、イングランドの中世都市に関する修史 historiography に於ては、

1) (一) 『封建制の危機』吉田静一・武居良明訳(未来社、1956年)〔社会科学ゼミナール〕8〕そのうちに原著者の次の3篇の論攷の邦訳を含む——‘Y eut-il une crise générale de la féodalité?’ (1951); ‘Capitalism—What’s in a Name?’ (1952); ‘Peasant Movements in England before 1381’ (1949).

(二) 『イギリス農民戦争—1381年の農民一揆』田中浩・武居良明訳(未来社、1961年) With H. Fagan, “*The English Rising of 1381*” (London, 1950) の邦訳。なお、原著者には、その後本書を乗り越えた単独著作の“*Bond Men Made Free; Medieval Peasant Movements and the English Rising of 1381*” (London, 1973) がある。

2) 本書への寄稿者は、Paul Sweezy, Maurice Dobb, Kohachiro Takahashi, Rodney Hilton, Christopher Hill, Georges Lefebvre, Giuliano Procacci, Eric Hobsbawm, John Merrington の以上9名、ロンドンのNLB発行に係わる《Foundations of History Library》叢書の1冊である。

3) R. H. Hilton, *The English Peasantry in the Later Middle Ages; The Ford Lectures for 1973 and Related Studies* (Oxford, 1975), Chapter v.

夫れが 'royal boroughs'——主として州の首都 county towns——に、もちろんロンドン市に、集中すると云う、一つの伝統が存在している。その一方に於て、其処に多くのより小さな都市、とりわけ封建の大土地所有者に依って支配せられた夫れらに関する申し分のない文書の証拠が揃って居るにも拘らず、此の史料は今日迄のところ専門的歴史家たちに依って全く利用せられて居ないのである。いま小さき市場町 small market towns とその田園の後背地 the rural hinterland とのあいだの密接なる関係を前提とするならば、中世〔隷属〕農民に関する諸問題に係わりを有つ歴史家たる者の達成し得る一つの有益なる仕事は、斯くのごとき小さき都市的中心 small urban centers の分析であろう、と思われる、と。

而して、此処で彼は読者に前記の彼の Ford Lectures の一章を想起することを要請しつつ、其処で示唆しておいたように小都市の発展にはハッキリと見分けの付く二つの型が存在して居る、と曰う。即ち、第1に、そこには、田舎とはその〔社会的〕機能においてハッキリした区別を生じたかに見える所の——少くとも第13世紀末葉ないし第14世紀初葉の——都市がある。夫れらは、恐らく500人から1,000人迄の人口を有する都市であって、その〔社会的〕機能の特殊化 the functional specialization [—社会的分業の進展] は、そこに当該諸個人の第1次的職業と看做された、20から30に亘る一連の非農業的職業 non-agricultural occupations が存在した、と云う事実に現われている。斯かる手工業者たちや小売商人たちは、耕地・放牧地の、はたまた庭畑地の、小量の面積の土地の保有者であつたに相違ない。が、然し乍ら、非農業的職業こそが彼等の自由に処分し得る収入の主たる源泉 the principal source of their disposable income をなしていたであろう。斯かる都市には恐らく一、二の農業経営者 peasant farmer が見られたことであろうが、併し夫れは微々たる少数派的存在に過ぎなかつたであろう。最後に、此れらの小さき都市の人口はその〔社会的〕機能の点で彼等の田園の後背地からハッキリと分化 differentiate していたとは言え、非農業的職業の範囲内では〔—非農業的職業相互の間では〕其処になんら〔社会的機能の〕特殊化〔即ち地方的分業〕も〔後述の小都市の第2の型の場合に於けるように〕存しなかつたのである、と。

斯く言えるのち、Hiltonは、彼のいわゆる小都市の第2の型に論点を移してつづける、——中世の終末に近づくに従つて、小都市のいま一つの型がその姿を現わす。此れらの都市は抑々原初的に農業的な定住地から徐々に産業化しつつある村落 industrializing villages from primarily agrarian settlement として出発したのである。様々なる理由に依つて——夫れらの理由は今日迄のところなお未だ十分に解明せられていない——定期的市場機会〔の到来〕 market opportunities, 村落手工業の展開 the development of rural crafts, 一般に都市経済の収縮期に生ずる都市手工業者たちの農村への移住 the immigration to the villages of urban craftsmen during a period of urban economic contraction——凡そ斯う云つた事を行われた所の土地が、East Anglia [Norfolk, Suffolk], 中部諸州地方 the Midlands その他に於て発達しつつあるのを人は見出すことが出来るのである。このような発達を刺衝した所の産業 industry は、たと

え金属工業とりわけ刃物製造業も極く少数の場合には一定の役割を演じたにしても、通常毛織物工業であった。当然、専門分化した生産者たちの重要な意味を有つ集中が存在したこと the existence of significant concentration of specialized producers は、其処に、一連のサービス業、殊に食品加工〔パン焼・惣菜調理・エール醸造等〕および衣類仕立〔製靴をも含む〕に於けるサービス業 service occupations を牽き付けることとなった。此の型の都市に於ては、人はなお依然として其処に、旧経済の生き残りである少数ながら見逃し得ぬ数の農民たちが居住しているのを見出す。もとより、此れらの土地は、〔特権都市の共同体的規制に依って〕規制を受ける都市的中心 the regulated urban centers 〔一即ち取りも直さず本来の boroughs〕からは遠くはなれて、新しい産業発展の若干のものゝの焦点をなしていたのであって、夫れは、工場制度の産業資本主義への「マニファクチャの進化」の移行 the 'manufacturing' transition to the industrial capitalism of the factories をいま代表するところのもの、であったのである。

斯く述べて、Hilton は、「小都市の第1の型——夫れは一見してその農業の後背地と最も鋭く峻別されるものゝ如く思われるが——は、明らかにその第2の型よりも早期に発展した」と⁽⁴⁾ 附言しつつ、ひとまず彼の小都市の2類型に関する提言を結んで居るのである。

飽くまで窮極的には「中世都市」の歴史的自己発展過程の解明を以て自らの課題とする所の筆者としては、Hilton の此処に謂う所の small town の2類型のうち、彼が第1類型の夫れよりも明らかに evidently より後期に(——中世の終末に近づくに従って)発展したとして居る所の第2類型の夫れ——夫れは恐らく我が大塚久雄教授が教授の近代資本主義発達史研究に於てその歴史的起点を成すとされた「局地的市場圏」形成の基盤をなす所の・かの「農村工業」の凝集点としての「小市場町」に通ずるものかと思われるが——は、差し当って之を措き、Hilton の少くとも at any rate 第13世紀末葉ないし第14世紀初葉の頃の小都市が夫れに属するとした所の、第1類型の小都市について、いま暫くその言う所を聴いてみよう。

彼に依れば、いま此の第1類型の小都市 small town の殆どすべては、大いなる封建的な領主支配領の部分 parts of great feudal lordships を構成しているのであるが、斯かる small seigniorial borough に就いては、今日決して完全とは言えない迄も相当量の証拠書類 documentation が残っていて、夫れは一部農村史の夫れと共通して居り、其処には、荘園の夫れに類似する所の年次的会計簿 annual accountsこそ是れを欠け、尠なからぬ量の、土地台帳 rentals、調査簿 surveys、なかならずマナの裁判所に当る都市の裁判所 —portmoot あるいは borough

4) Rodney Hilton, *Class Conflict and the Crisis of Feudalism; Essays in Medieval Social History*, pp. 175 f.

court の記録 records, が我々の研究を待っている, と。⁽⁵⁾——斯く言って, Hilton は, 自身, 此の範疇の証拠書類に依る証拠固めの一つの範例を, 我々の今後第2節に於て扱わんとするところの, Gloucestershire の一つの small seigniorial borough — Thornbury について, 提示するのである。⁽⁶⁾

然るのち, Hilton は, 爰に再び, その大小に拘らず, 中世イングランドの都市を, 一般的に封建社会全体のコンテクストにおいて把えんとする所の彼の意図を宣明して曰く, ——斯かる意図の宣明は, 其処に何らかの概念的把握 conceptualization を不可避的なものとするのであるが, いま斯かる課題を提起することは, およそ都市史が今日此の国の学問研究に於て一つの俄か景氣の分野 a booming field をなしている現状に鑑み, 真に時宜に適ったことであろう, と。そして, 次の如くに曰うのである, ——此の分野に於ける創造的な仕事の多くは, 近代—第16世紀以降—に関するものであるが, 然し乍ら中世の分野に於てもイングランド中世都市に関して過去5年間[1982年現在—引用者]に二つの通史的概観 general survey の出版を其処に促すに十分なところの一般的な著作活動が見られた。私は此処でこれら二つのの労作を巨細に亘って検討せんとする意図はなく, 唯単に二,三コメントを加えんとする者であるが, 先ず, 1976年の Colin Platt の “*The English Medieval Town*” は, 自ら考古学的研究実績を有する所の一人の歴史家の作品である。次に, 1977年の Susan Reynolds の “*An Introduction to the History of Medieval Towns*” は, [Hilton 自身その Balliol College, Merton C. の出身である所の] Oxford の政治史学・法制史学の伝統のなかで仕事をしつつある一歴史家の作品である。両著作ともに, 此の国に於ける中世都市史研究の記述的—没理論的伝統 the descriptive, non-theoretical tradition を継承するところのものであるが, 此の伝統たるや, 疑いもなく, James Tait [1863~1944] のごとき幾つかの偉大なる名前に結びついている, ——因みに, Tait の1936年の “*The Medieval English Borough*” という権威的な著作は, 殆ど踏破し難き山脈の一つ, 或いはその斜面に於て群小の歴史家どもが酸素欠乏のため死亡しそうな学識, を構成して居るかに見える。——上記の二人の歴史家は, 此の伝統を忠実に受け継いで居るのであって, 此の伝統たるや夫れの著しい特色は, 嘗に如何なる理論的枠組 theoretical framework をも之を欠如しているばかりか, 何らかの併し最も基本的な・普遍化[—法則化]の型 the most elementary type of generalization さえも, 歴史的認識の補助手段 an aid to historical understanding としして之を使用したとがらない所に存する, と。⁽⁷⁾

このあと, なお, 彼は, この国の中世都市の歴史家たちが此の40年ばかりの都市社会学の発達に依ってなにかがし脅威を感じしめられて来たことも考えられるとして, 彼自身正直に言って斯かる脅威もまたその存在理由が解らないではないとしながらも, 夫れにも拘らず, Max

5) *Ibid.*, p. 176.

6) *Ibid.*, pp. 176 f.

7) *Ibid.*, pp. 177 f.

Weber の “*The City*” (New York, 1958) [ヴェーバー『経済と社会』第4版(1956)第2部・第9章第8節「非正統的支配」(都市の類型学)の英語版]——夫れが如何に多く誤解せられていようと、而もなお中世都市の特殊 = 歴史的なる諸特質の若干の [世界史的な] 同定 the identification of some of the specific features of the medieval city にとっての一つの *locus classicus* として見られねばならない著作——さえもが、いま Platt, Reynolds の前記2著作のビブリオグラフィから脱落していることを発見するのは、真に驚くべき事である、と言わなければならない、⁽⁸⁾ としている。

併し、たとえ専門的都市社会学者の高度の水準の理論は受け容れなかったとしても、そこにはなお、封建社会の都市の歴史家を方向づけるのに手を借し得た、より低い水準の理論が存在する事を彼は指摘して、その代表的なものとして天才的法則定立家 a generalizer of genius の F. W. Maitland [1850~1906] の古典的な・都市と農村との関係に関する見解を採り上げ、今なお、その影響下に在る所の一部の歴史家の・都市を以て本質的に田舎の延長 extension と見做さんとする見解を批判して、凡そ斯かる都市と田舎との区別を曖昧模糊にする所の都市 = 農村連続体説 town-country continuum は、「私見に依れば、中世の都市化 urbanization のモデルとしては一つの non-starter である」と極めて辛辣なる批評を下している。而も、その一方において、彼は、多年に亘って経済史家並びに政治史家が共に用いてきた周知の理論、すなわち、都市を以て宛も牡蛎のなかの真珠のように、夫れがその内部で成長を遂げる所の封建的な農業的 社会秩序と抑々本質的に相容れないもの essentially antagonistic to the feudal agrarian social order として把える所の理論をも、同時に厳しく批判する。彼は曰う、—— Henri Pirenne [1862~1935] とその追随者たち——例えば Paul Sweezy [1910~]——にとっては、都市は、農業的封建制の諸原理とまさに相容れないもの antagonistic to the principles of agrarian feudalism であつたればこそ、夫れは、封建的西欧 [世界] の沈滞せる 経済 the static economy of the feudal West に絹や香辛料や貨幣的利潤に対する欲望やを齎らした所の本来・社会の落伍者たる [——もともと浮浪人 vagabonds から成り上がった] 商人たち the ⁽⁹⁾ déclassé marchants に依って、いま [封建的西欧世界の] 外部から from outside, 将来せられねばならなかつたのである。そうして、A. Luchaire [1846~1908] に代表される フランスの communes の政治史の研究者たちも亦 Pirenne 流の 経済史家の 中世都市の観念を共有して居るのであつて、彼等にとっては都市民的自意識 bourgeois self-consciousness の発展の結果が第12世紀の都市自治権獲得運動であつたのであり、夫れは封建的世界 feudal world の内部に夫れから分離した・自主独立の政治的統一体 discrete political entities を実現した所のものであつたのであるが、斯かるコミュニヌの政治史家たちの 一般の見解とかの Pirenne 学派の

8) *Ibid.*, p. 178.

9) 拙稿「『イングランド中世都市の展開』補遺—ピレンヌ学説の再吟味」(『立教経済学研究』第41巻第3号)参照。

主張する所の都市の役割に関する一般的見解とをまさしく結合した処にこそ、疑いもなく〔故〕M. M. Postan 教授〔1898~1981〕の1972年の著書“*Medieval Economy and Society*”に於けるかの命題——中世都市は「封建の大海の中なる非封建的なる島嶼」‘non-feudal islands in the feudal seas’なりとする所の命題 (*ibid.*, p. 212) の理論的根拠は存したのである、と Hilton⁽¹⁰⁾は断じている。

このように述べ来って、Hilton は、いよいよ中世都市と中世封建社会との総合的把握に関する彼自身の積極的な意見の開陳に歩を進める。曰く、「私は、人は、先きに私が Ford Lectures を主体とする所の私の著作に於て行ったように都市を封建的な農業社会の諸構造（農民世帯・村落共同体・領主的支配或いは封地）の内部に密着させて把え得ると云うこと——斯くすることに依って、人は、どの程度まで都市が、封建的社会構成の一部をなすとともに、斯かる社会構成の——かの〔形式論理学で謂う〕矛盾律 *the principle of contradiction* の意味に於てではなく——〔弁証法的〕諸矛盾の裡に包摂せられているか、を認識し得ると云うこと、を爰に示唆したく思う。このことは、私が今まで農業社会の分析のために行ってきた仕方とまさしく相似⁽¹¹⁾の仕方⁽¹¹⁾で以て中世都市社会の諸構造を分析することを意味するであろう」と。

斯く前置きした上で、Hilton は、自説の具体的な展開に入るに先立って、先ず、中世都市なる歴史的概念の拡充を提唱する。すなわち、彼は、従来慣用せられ来った分類——農村市場 *country markets*, 地域市場 *regional markets*, 専門的産業都市 *special industrial towns*, 長距離商業に依存する都市 *towns dependent on long-distance trade*, 政治的中心 *political centers*, 宗教的中心 *ecclesiastical centers* 等々を批判して、此れらの区別はなるほど便宜ではあるけれども、都市をいま封建経済の本質的な諸特徴に十分密着する形で係わらせていないとして、新たに中世都市について二つの範疇を定立するのである。

その第1は、農民経済の単純商品生産の活動 *the operation of the simple commodity production of the peasants' economy* の結果として生起せるところの場所、と云う意味での中世都市の範疇である。而して、その第2は、夫れらは必ずしも規模によって *by size* 規定されると云う訣ではないが、より大なる都市的中心 *the larger urban centers* を包括するところの中世都市の範疇である。後者は、封建的支配階級、国家(乃至は国家類似の社会構成)、商人資本、——此れらの活動の結合の結果として生起した。斯かる都市は、将来土地所有者並びに国家の収入[——土地所有者の地代収入並びに国家の租税収入]に成るところの現金への農民の余剰〔生産物〕の転化 *the conversion of peasant surplus into the cash which became the income of landowners and the state* の都市的副産物 *the urban by-products* であつたのではなくして、飽くまで此の余剰〔生産物〕が小都市市場に於て前以て現金として実現せられたあ

10) Hilton, *loc. cit.*, pp. 178 f.

11) *Ibid.*, p. 179.

との此の〔農民の〕余剰〔生産物〕の消費 the expenditure of this surplus after its preliminary realization as cash on the small town market の都市的副産物たるものであったのである。

之に反して、前者—第1範疇は、いま農民家族世帯の生産から派生する余剰 the surplus from peasant family household production が其処で現金に転化〔一換金〕せられる所の、そのような都市である。もちろん、このことは、農民は村落で入手不可能な所の塩や手工業製品を〔其処に於て〕購入することが出来たのであるからして、部分的に partly 〔のみ〕妥当することではあるが、併し、彼等農民は〔土地所有者に支払うべき〕地代、領主裁判権に帰属する諸種の科料・罰金、〔国家に納むべき〕租税等の支払いのために〔其処に於て〕現金を手に入れることが出来たのであるからして、このことは大部分 mainly 妥当することなのである。それゆえに、斯かる〔第1範疇の〕都市は、農産物市場 produce market が優位を占め、それと同時に木材・皮革・鉄等の全く狭隘なる範囲の一連の諸手工業と毛織物工業とが優位を占める所の都市であった。其の後背地の農業生産者たちは上記の手工業者たちのための市場の一部を構成していた。併し乍ら、後者の手工業者たちはまた一面、その利害が農産物市場に存した所の者すなわち小都市のエリート〔一商人資本家〕に奉仕する所の者でもあった。何となれば、大量の商品が〔交通=運輸の諸手段に制約せられて〕長距離を輸送せられ得なかった所の当時の経済に於て予想せられるでもあろうように、其処には、少数の大販売地よりもむしろ多数の小販売地が〔必然的に要求せられ〕存在したからである。これらの小市場中心 small market centers の量的意義は之を決して軽視してはならない。第13世紀末におけるイングランドの中世都市の少く見積って三分ノ二—多分四分ノ三までもが此の型の都市に属し、夫れは全都市人口の半ば以上をその内に包含したであろうと思われる。そうして、このことは、ひとりイングランドに特有なことではなかったのである。既に1973年に、N. J. G. Pounds は、その著 “An Historical Geography of Europe, 450 B.C. - A.D. 1330” において、同じ時期〔一第13世紀末〕に北欧に於ては2,000人以下に評価せられた人口を有する所の都市が総都市数の90パーセント、全都市人口の少くとも二分ノ一を構成していた事を示している (*ibid.*, p. 358), と。

斯く中世都市を二つのカテゴリーに分ったうえで、Hilton は附言する——「もちろん、斯かる都市の2範疇は、或る程度〔理論的なポストゥラートにもとづくところの〕分析的 analytic なものである。実際には〔第1範疇の小都市の〕農民市場 peasant markets も亦、第二範疇の大都市の内に包摂せられていたのである——たとえさして多からざる所の・土地所有者または商人資本家の収入〔一土地所有者の地代収入または商人資本家の譲渡利潤の収入〕がいま〔第1範疇の〕小都市市場〔一農民市場〕に於て費消せられたとしても⁽¹²⁾、と。

12) *Ibid.*, p. 180. なお、彼は、商人資本家について、別の箇所で、「生産 production よりもむしろ譲渡 alienation から引き出された利潤 profit としての貨幣資本 money capital を蓄積 accumulate する者」と規定している。Cf. *ibid.*, p. 181.

以上、我々は、ながながと、Hilton の「イングランド封建社会における都市」に就いて、その中の小都市・大都市論に関係する部分に限って、之を見て来たのであるが、いま、初めに見た小都市の発展 development における二つの型 pattern 論、とその後見た中世都市の第1、第2の範疇 category 論とを茲に重ね合せて見るとき、我々は如何なる統一の表象が得られるであろうか。——私は、いったいに Hilton の中世都市に関する根本観照は、彼も一部夫れを認めているように〔その中世都市の二つの範疇の關係に就いて〕、余りにも analytic であり rigoristic であって、中世都市の現実の歴史的発展の Dynamik の把握においていささか欠ける所があるように思われる。小都市の二つのパターンについても、その第1の型と第2の型との間に一部先後關係を認めるかの如き口吻を洩らしては居るものの〔小都市発展の2類型論の紹介の末尾参照〕、根本的には彼は、此の両者の型を飽くまで固定的 = 靜態的ではなく流動的 = 動態的に把えて——第1の型を以て第2の型に先行する所の小都市の一つの發展段階を表わすもの——換言すれば第2の型の小都市は第1の型の夫れの發展した形態を現わすもの、としては決して之を把握してはいないのである。このことは、抑々第1の型の小都市を以て第13世紀末葉ないし第14世紀初葉の歴史的所産として歴史時間的に限定してかかっている所からも由来している、と私には思われる。

次に、Hilton の一般に中世都市の二つの範疇論に就いて言えば、此处で初めて登場する所の大都市は兎も角として、夫れに对照せられている小都市とは、さきの中世末期における二つの型の小都市のうちの孰れをその内に包摂するものであろうか？ 恐らく、Hilton においては、一般に中世都市中の小都市は中世の末期の小都市の第1の型の prototype を今表わしていると解せられるべきであると思われるが、その点は必ずしも明らかではない。私自身は、一般に中世都市は、ほぼ Hilton の謂う所の第1範疇の小都市を以てその Elementalforn であると考え、ほぼ Hilton の謂う所の大都市を以て中世都市の「満開状態」に達したる所のものと大雑把には考える者であるが、然し乍ら、いま如何に固定的 = 靜態的ではなく流動的 = 動態的に把えると言つても、小都市が常に大都市に發展するものとは限らず、又中世末期に就いても此の期の第1の型の小都市が第2の型の小都市に常に必然的に發展するものでもなく、具体的な歴史的社会的諸条件の如何に依つては、小都市が竟に小都市のままで終つて了う場合、中世末期の第1の型の小都市が竟に第2の型の小都市へ移行 = 展開することなく終つて了う場合の有り得ることは、宛もかの莊園の場合に於ける、‘non-manorial estate’ [非古典莊園的所領] と ‘classical manor’ [古典莊園] との關係——本来古典莊園に發展すべき所の可能性 = 契機をその内に包蔵しながら非古典莊園的所領の非古典莊園的所領形態に凝固 = 停滯する場合がある——と、まさしく *analogous* であると言わなければならない。

いま一つ、Hilton の本論攷に表われた限り^{あまた}での中世都市論に就いて筆者の慊らなく思う点は、中世小都市——是れを彼は small town, small market town, small market center, small urban center, small seigniorial borough 等いろいろに表現しているのであるが——の核心を

なす所の市場に関するものである。夫れは、一言にして蔽えば、彼が、中世における都市と農村とを無差別に連続的に把える所の彼のいわゆる 'town-country continuum' 説を厳しく否定して居るにも拘らず、中世の小都市の市場を、或いは 'produce market' と言ひ、或いは 'peasant market' と称して、専ら従来彼の扱い慣れてきた home ground の農村の側に引き付けて——農村の側からのみ一方的に把えていること、是れである。彼は、小都市の市場を以て、斯かる小都市の周辺の農村の農民家族世帯の経済から派生する所の余剰〔——本来の余剰農産物のほかに家内仕事 Hauswerk の余剰手工業生産物も当然含まれると思われる〕が cash に convert せられたところの場として規定するのであるが、その場合、斯かる農村の余剰生産物を購入して其の対価としての cash を農民に支払う所の者はいったい何者であるのか？ Hilton は、其処に、農民の彼らの村落では夫れらを入手し得ない「木材・皮革・鉄」と云った、或いは「毛織物」と云った、之を要するに手工業生産物—'manufactured goods' の producer たる所の者の小都市に於ける定在を予想し前提していることはいるのであるが、夫れは然しながら Hilton においては総じて影淡き存在である。——まして、此れらの都市の手工業者〔——独立の小生産者にして同時に小商人（小売商人）たる所の者〕がいま如何にして「農村の余剰生産物」を購入するための cash を手に入れることが出来たか？ と云う点に到っては——彼は中世都市の内部構造 internal structure に関説せる箇所⁽¹³⁾で少しく此の点に触れては居るが——ほとんど定かではない。総じて、Hilton に於ては、小都市の市場の成立が農民経済の単純商品生産活動の結果としてのみ一面的に捕捉せられていて、斯かる市場の成立が他面において小都市に於ける手工業生産力の発展—農業生産物に対する消費力の増大の結果でもあった、と云う事実が全く見落されているように思われる。——総じて、彼の小都市市場観は、農産物市場 produce market 観として、専ら農村の側から一面的に捉えられていて、そこに小都市の市場がまた小都市の手工業生産物の販売市場でもあったと云う視角が欠落して居るように思われるのである。

なお、最後に、Hilton の本論攷に於ては、中世市場は抑々定期的市場 periodical market として現象したと云うこと、そして、主として大都市に其の拠点⁽¹⁴⁾を有する、専門的な卸売商人（一大商人）に依って営まれる、長距離商業 long-distance trade に繋がる所の regional ないし international [民族間的]な定期的市場が annual な大市 fair であったのに対して、主として小都市の短距離商業 short-distance trade に繋がる所の local な定期的市場はいま週市 weekly market であったと云うことがクッキリと相互対照的に打ち出されていない憾みがある。

13) *Ibid.*, pp. 180 f. Cf. *ibid.*, p. 182.

14) 但し、Hilton は、本論攷の母胎となった前記 'The Small Town as Part of Peasant Society' では、「小都市 small towns の住民たちは圧倒的に商業 commerce と手工業 manufacture とに関係していた、そしてその週市 weekly market はこのような都市の生活の集中点 focus であった。」と曰っている。 Cf. Hilton, *The English Peasantry in the Later Middle Ages*, p. 85. 因みに、小都市にとつていま weekly market がその支配的=基本的な市場形態であったからと言って、決して其処に於ける fair の開催を否定するものではない。そのことは、fair をもってその特徴的な市場

私は、斯かる幾つかの不満を率直に言って有する者ではあるが、いま、鷗外流に言えば姑く Hilton の壘に據って——爰に紹介した彼の提起に係る・小さき seigniorial borough たるところの小市場町 small market town なる歴史的範疇 = 概念を借用して、是れに私なりに些少の修飾を加えつつ、以下次節に於て、私の検索し得た小さき seigniorial borough たるところの小市場町の具体的事例——夫れは現在の私の能力に制約されて極めて局限されたものとなるであろうが——を紹介してみようと思う。

II

最初に、我々は、イングランドのいわゆる中部諸州地方の地域に就いて、小さき seigniorial borough たるところの small market town を考察の対象に上せることから始めたい。さすれば、その一州である Gloucestershire 州の首都 county town の Gloucester 市のいま北方より流れ来って、同市を過ぎて西南に向い、果ては Bristol 海峡に注ぐ所の、西部イングランド随一の大河 Severn、その下流左岸の流域の広大なる地域——かの1086年の Domesday Book [以下、『ブク』と略称する]に於て Berkeley と云う一つの郡 hundred を形成せる所の地域が、我々に依って先ず注目せられる。此の地域は、『ブク』が編纂せられた当時、全体が26の土地から成る巨大なる一つの荘園 (*manerium*) を形づくって居り、夫れは、他の州の場合と同様、『ブク』第1巻の Gloucestershire に関する記述中その土地保有者一覧表 (*Hic Annotantur Terras Tenentes In Gloucesterscire*)につづく記述のいま冒頭に置かれた、王領 (*Terra Regis*) に就いての記述の一部を成して、その本領 (*caput*) は Berkeley として未だ一個の borough を形成する迄には到っていなかった。斯かる Berkeley 郡に関して『ブク』にはそこに次の如き記述が見出されるのである、『其処に、[夫れを繞って]十七人の者の居住して地代を支払ふところの、一つの市場 (*forum*) 存す (*Ibi unum forum in quo manent xvii homines ꝛ reddit censum in firma.*)』⁽¹⁵⁾』と。見らるる如く、ここで市場との関連で指摘せられて居る者は飽くまで唯単に *homines* であって *burgenses* ではない。従ってその限りに於ては此の Berkeley の地が未だ『ブク』の時点では法的に *burgus* (borough) として認められていなかったことは歴然としている。が、然しながら、斯かる17人の *homines* が、いま此の荘園の一般の「人々」たる農民とは區別せられる所の社会的存在—商工業に従事する所の事実上 *de facto* の都市民であることも、

形態とする所の大都市に於ても其処に weekly market が存在したると何ら異なる所はないのである。念のために一言しておく。

15) Domesday Book, seu Liber Censualis Willelmi Primi Regis Angliae, ed. by Abraham Farley (2 vols., ; London, 1783), Vol. I, folio 163. 【以下、『ブク』の引用に当っては *D. B.* と略記する。】

彼等の市場との関連に於て自明の事柄に属するのである。⁽¹⁶⁾而も、此の地域には当時既に、城郭が、——Berkeley の荘園を構成する所の土地の一つ—『ブク』にいわゆる *Nasse* [現在のBerkeley の町の西北方, Severn 河に臨む Sharpness] に「一つの小さき城郭 (*unum castellum*)」⁽¹⁷⁾が存在していたのであって、此の事実こそは此処で正しく認識せられねばならぬ。即ち、『ブク』に一つの hundred を蔽う所の大なる荘園として現われた此処 Berkeley の土地は、当時既に『ブク』の時点に於て、その内に、城郭に依ってその「市場の平和」(Marktfriede) の確保せらるべき所の borough を、その可能態において——萌芽として内包していたのである。而して、此の Berkeley の広大なる土地は、1086年当時、Roger I de Berkeley なる・王の直接受封者 tenant-in-chief に依って封地 *fief* として保有 hold せられていたが、彼は、『ブク』が編纂せられた William I [以下、「征服王」と略記]の次代の William II の治世年間、1091~93年の間に、Gloucester 市の聖ペテロ修道院 Abbey of St. Peter の修道僧となって出家した。而してその子の Roger II(† ca. 1131)の代を経てその子 Roger III(† post 1177)のとき、彼は、Plantagenet 朝の開祖 Henry II の治世年間、1166年、王に依ってその Berkeley の所領の一部に対する支配権を剝奪せられ、元來 Berkeley を構成せる所の 26 の土地の一つであった Dursley の城を以て爾後そのバロン領 barony の中心たらしめることとなり、代々その子孫が1221年に至るまで此の Dursley 領を継承したのであるが、その間、1189年までに、Dursley におけるポロウ自由土地保有権 *burgage* がいま時の領主の前記 Roger III の息子の Roger IV(† 1190) の承認する所となり、Dursley は爰に事実上 *de facto* 一個の seigniorial borough たることとなったのであった。一方、1166年に、Dursley の領主権から切り離された所の旧 Berkeley 領の残余の土地は Henry II に依って Harding の息子 Robert [Robert fitz Harding]なる人物にそのバロン領として新たに授与せられて、1171年彼の歿後2代の間はその子孫に依り相続せられ、その後も傍系親族の子孫の是れを相続する所となつて、1361年に及んだ。⁽¹⁸⁾その間、新たなバロン領の中核となつた此処 Berkeley の町に於ては、1198年、Henry II の子の Richard I に依って、時の領主の前記 Robert fitz Harding の孫で1220年に嗣子なくして歿することとなる Robert II に対して、此の地に於て1週に1回不特定の曜日に週市を開催し得る所の権利が授与せられ、⁽¹⁹⁾またほぼ1190~1200年の間に、此の地におけるポロウ自由土地保有権

16) なお、此の点に関しては、おなじ此の中部諸州地方の一州たる Staffordshire の Tutbury について『ブク』の記述する所を詳細に分析せる、拙著『イングランド中世都市の展開』(刀水書房、1987年)、308~9 ペイヂを参照せられたい。

17) *D. B.*, Vol. I, folio 163.

18) I. J. Sanders, *English Barony: A Study of their Origin and Descent, 1086-1327* (Oxford, 1960), pp. 13(Berkeley), 114(Dursley); M. W. Beresford & H.P.R. Finberg, *English Medieval Borough: A Hand-List* (Newton Abbot, Devons., 1973), p. 112(Dursley).

19) H. P. Finberg, 'The Genesis of the Gloucestershire Towns', in Finberg, ed., *Gloucestershire Studies* (Leicester, 1957), Appendix: Grants of Markets and Fairs, p. 86.

burgage も亦王に依り認可せられたのであるが、遂に、嗣子なくして1220年に歿した Robert II の跡を襲うこととなった・彼の弟の Thomas I(†1243)のとき、1221年、此の町は、巡回裁判 eyre に際して今や夫れ自身の陪審 jury を実現することを得て、爰に名実共に一個の seigniorial borough としての第一歩を踏み出すこととなった。斯くして、Berkeley は、第13世紀以降、今やまさにその存在自体を 'feudal stronghold' に対する夫れの近接関係 proximity に負える所の城下町としての市場町の性格に於て発達して行ったのである。⁽²⁰⁾

とは言え、第14世紀初葉、1334年、イングランドに於ては、茲に、農村地域 rural districts については $\frac{1}{15}$ 、司教座都市 cities ならびに一般の boroughs と一部の古来の王領 ancient royal demesne に存するところの manors とについては $\frac{1}{10}$ 、のそれぞれ税率を以て、全国的に各行政区ごとに、動産 personal property に対する課税額の評価 assessment が行われたのであるが、その場合、Gloucestershire 州の assessment に限って之を見れば、古来イングランド西部海岸の代表的なる対外貿易港として発達した Bristol の評価額 220 ポンドは姑く例外として之を措くとして、Gloucester の評価額が54ポンド16シリング、Cirencester の夫れが25ポンドであるのに対して、Dursley の夫れはいま 6ポンド15シリング 5ペンスであり、Berkeley の夫れはいま 3ポンド11シリング $8\frac{1}{4}$ ペンスであるにしか過ぎない。以て、これら Dursley, Berkeley のごとき小市場町における商品取引の発達が抑々凡そどの程度のものであったか——我々は、其の相対的な未発達性・小規模性を何としても認めざるを得ないのである。而もなお、その場合爰に注意すべきは、Bristol, Gloucester, Cirencester においては、夫れらが本来的に borough—具体的には royal borough たる所のものとして、 $\frac{1}{10}$ の税率を以て動産に対する課税額の評価が為されているのに対して、Dursley, Berkeley においては、その動産に対する課税額の評価には、農村地域なみにいま $\frac{1}{15}$ の税率が適用せられて居る、と云うまさに此の一事である。⁽²¹⁾ すなわち、此の場合、これらの小さき seigniorial borough は、本来 borough としてではなく、飽くまで Hilton の言える如くいま大いなる封建的所領 large feudal estate の一部として——その構成要素 component parts として看做されて居ることは疑うべくもないのである。まさしく此の点に於てこそ、我々は一般に小さき市場町とその後背地 Hinterland たる農村地域との間に存する所の・local な定期的市場—週市を媒介としての緊密不可分なる一体関係を認識し得ると同時に、おそらく500人ないし1,000人程度の人口を有したであろう此れらの小さき seigniorial borough における非農業的な各種の職業人——彼等の主要

20) Beresford & Finberg, *op. cit.*, p. 111(Berkeley).

21) Finberg, 'The Genesis of the Gloucestershire Towns', p. 63.

22) Finberg, *loc. cit.*, pp. 81-2, table. 以下、ポンドは£, シリングは s., ペニイ[ペンス]は d., を以てそれぞれ表わす。なお、'ancient royal demesne' については、拙著『イングランド封建制の形成』(新版, 御茶の水書房, 1977年), 360~66ページ, とくにその 360ページを参照。

23) Finberg, *loc. cit.*, pp. 81-2, table.

なる収入源を飽くまで非農業的な各種の仕事に仰いで居る所の、種々様々なる手工業者たち—小売商人たちが、今猶一面に於て彼等の borough の内外に小面積の耕地・放牧地並びに庭畑地を保有して、その限りに於ては彼等が、いま自由なるボロウ土地保有者であると同時に在地の封建的権力者—領主の隷屬的な土地保有者 servile tenants であると云う二重性格を、未だに清算し居らざる存在であった所の事情をも、よく納得することが出来るのである。⁽²⁴⁾

Midlands の一州 Gloucestershire における、小さき seigniorial borough たる所の market town として、Berkeley に次いで考察せらるべきものに、Berkeley の西南方に当って、Severn の河口 Mouth of the Severn に流入するところの小河 Avon の河口に臨める Bristol、此の Bristol の東北方凡そ10マイルの地点に在る、Thornbury が挙げられる。この Thornbury もまた、『ブク』第1巻の Gloucestershire 州に関する記述中その王領に就いての記述のいま Langley 郡に関する部分に、先ず一つの荘園をなすものとして現われるが、此処に於ても亦、1086年当時、『其処に、二十シリング[＝一ポンド]の[其の使用料収入を挙ぐる所の]一つの市場存す(Ibi forum de xx solidos)』とあって、其処に市場の存在したことが知られているのである。併し、記述はいま夫れのみ止まっていて、詳しいことは分らない。纔かに、当時、この Thornbury の市場(forum)に一般に商品の購買者・販売者が出入していたこと、彼等が年間 20 s. に上るところの市場使用料 toll——『ブク』の他の箇所に於て屢々謂う所の *the-loneum*⁽²⁶⁾ を、当該市場の開催＝所有権者たる此の荘園の領主に納めていたこと、が推知せられるのみである。然し乍ら、もと『ブク』に東部イングランドの一州 Suffolk 州の Clare の領主として現われる・Gilbert の息子 Richard I の曾孫で、恐らく1138年に Earl of Hertford に封ぜられたと思われる Gilbert II なる者、1152年に嗣子なくして歿し、その跡を継げる弟の Roger(†1173)、その子の Richard III(†1217)の二代の当主の跡を承けていまや Richard の嗣子 Gilbert III(†1230)なる者現われるや、彼は、1218年、その母が Gloucester 伯の女子相続人たりし故を以て、第6代の Earl of Gloucester として王に依り認められるに到り、このとき以来、此処 Thornbury は、代々 Gloucester 伯領の一部として、そして第14世紀初葉以降は、代々 Earl of Stafford すなわち後の Duke of Buckingham の所領の一部として、伝来せられることとなった事は確実である。⁽²⁷⁾ その間、Thornbury は、第13世紀中葉、1243年から

24) Cf. Rodney Hilton, 'Towns in English Feudal Society', in Rodney Hilton, *Class Conflict and the Crisis of Feudalism: Essays in Medieval Social History* (London, 1985), p. 175; Finberg, *loc. cit.*, p. 69.

25) *D. B.*, Vol. I, folio 163 b.

26) E.g. *D. B.*, Vol. I, folio 336; 336 b, 337, 375; 375 b. なお、拙稿「中世市場についての一考察」(『立教経済学研究』第42巻第3号, 66~68ページ)を参照。

27) Sanders, *op. cit.*, pp. 34 f.; Gladys A. Thornton, *A History of Clare, Suffolk* (Cambridge, 1928), p. 2; pp. 10-13: genealogical table of the Clare Family; Hilton, *loc. cit.*, pp. 176 f.

1260年に至る間に於ていつか——前記 Gilbert III が1230年に歿したるあと1243年に成人に達して父の所領を相続せる所の其の嗣子 Richard IV の領主時代(1243~62)に、彼の与えた一つのチャータに依って、従来 manor— 一個の 'agricultural settlement' たりしところの Thornbury は、爰に初めて 'urban community'—borough として成立することとなった。即ち、此のチャータにおいて Richard は、茲に、当時 Thornbury に来住せんと欲し、其処に於て自由なる土地保有権を取得せんと欲した所の総ての者に対して、おなじ Gloucester 伯領に在る seigniorial borough たる Tewkesbury—Gloucester の東北方、Worcestershire との州境に近い——の住民 burgess たちが現に享受しつづつある夫れらと同一の諸特権・慣習的諸貢租の免除権を賦与する事を約束したのであった。⁽²⁸⁾ 斯くして今や一個の seigniorial borough として成立を見たる Thornbury は、こののち、第13世紀末、1296年、そのボロウ自由土地保有者より領主の取得せる所の貨幣地代—burgage rent の総額は £6 6 s., そのボロウ裁判所収入の総額は 13 s. 4 d., またその市場使用料収入の総額は 20 s. すなわち £1 と云う、⁽²⁹⁾ 数値を示したのである。

然し乍ら、此の小さき seigniorial borough たる market town の Thornbury に於ける所の商品流通の展開の程度—規模に関しても、我々は、先きに見た Berkeley の場合と同様に、是れを決して過大評価することがあってはならない。そのことは、いま、上の1296年の時点における此のボロウの領主の年間の市場使用料収入の総額が、是れより2世紀余も溯るところの時点に於てかの『ブク』に記載せられたる夫れと、その間に於ける貨幣価値の変動をいま考慮外に置くとして、全く同額である⁽³⁰⁾と云う一事に照しても、首肯し得らるる所であろう〔前段、45 ペイチ参照〕。しかして、先きに Berkeley の考察に際してひとたび引用せられたる、第14世紀初葉、1334年における動産課税額の assessment においても、Thornbury は、たしかに、ボロウとしてではなく、Berkeley, Dursley と同様に、夫れの動産税は農村地域 rural districts の一般税率— $\frac{1}{15}$ を以て評価せられていて、Dursley と Berkeley との丁度中間に当る、£5 の数値を示しているのである。以て、この seigniorial borough の Thornbury が market town としてはいま如何に小規模なる夫れであったか、を判断することが可能であると思われる。

他のイングランドの地域に眼を転じてみることにしよう。然るときは、我々は、イングランドの南西部地域 South-West England においても、Devonshire 州の南部の花崗岩の台地

28) Sanders, *op. cit.*, p. 35; Finberg, *loc. cit.*, p. 66; Hilton, *loc. cit.*, p. 177; Beresford & Finberg, *op. cit.*, p. 116.

29) Beresford & Finberg, *op. cit.*, p. 116. 因みに、此の時代、Gloucestershire の都市の殆どすべてに於ては、その borough の都市民 burgesses の自由土地保有における貨幣地代の額は年間 1 s. としてほぼ固定していた〔→固定地代〕のであって、此処 Thornbury の場合も、かの既引の Richard IV のチャータにそのことが暗示されていたと曰われる。Cf. Finberg, *loc. cit.*, p. 70 & note 2.

30) Finberg, *loc. cit.*, pp. 81-2, table.

Dartmoor の北方なる Okement 河畔に、Okehampton なる、おなじく小さき seigniorial borough たる所の市場町を発見するのである。夫れは、此の州の首都 Exeter の西方凡そ22マイル、その修道院で名高い Tavistock の北方約16マイルの地点に在って、既に『ブク』第1巻の Devonshire に関する記述においていま *Ochementone* なる形で現われるのである。即ち、『ブク』の此の州の王領につづいて一般の土地保有者 (*Tenentes*) の土地が列挙・記述せられている箇所、*》Terra Baldwini Viccecomitis《*として、この州の州奉行 (*vicecomes* ← *sheriff* ← OE. *scirgerefa*) の Baldwin なる者が1086年当時「直接受封者たる資格に於て」王より直接保有して居る所の諸々の土地の一つとして——いま夫れ自体一つの荘園 (*manerium*) を形づくれるものとして、挙げられて居るのである。而して、其処には彼れ Baldwin の城郭 (*castellum*) の存在することが述べられているが、また次の如き記述がそこに見出されるのである。——『其処に、四人の都市民 (*burgenses*)、並びに〔年間〕四シリングの地代を〔領主たる Baldwinus に〕納むる所の一つの市場 (*mercatum*) 存す (Ibi iiii burgenses ꝛ mercatum reddit iiii solidis.)』⁽³¹⁾』と。此の場合、此の一文に現われたる所の、「其処」—Okehampton を形づくる二つの要素、すなわち *burgenses* 並びに *mercatum* 両者の間に存する有機的 = 必然的なる関連が、先ず以て注目されねばならない。此処で *mercatum* との関連に於て指摘せられている所の4人の *burgenses* なるものは、その実体に於て、此の荘園における一般住民たる農民——具体的には『ブク』の此の箇所で指摘せられている21人の *villani* (*villains*)、また11人の *bordarii* (*bordars*) とは、截然と区別せられる所の、商工業に従事する所の者であって、恐らく彼等はいま、此の時代東部イングランド Eastern England の一州 Suffolk 州の Eye の地における25人の *burgenses* がそうであったと同様に、⁽³²⁾ 空間的に、斯かる *mercatum* が開かれる所の、此の Okehampton の領主の居城の麓に存する一つの広場をいま取り囲む形で、各々その居を構えていたのであろう。そして、其の居住を許されたることの反対給付として、彼等4人の *burgenses* はいま、各自1s. ずつ、合計4s. を、『ブク』の他の箇所に明記せられている *》gablum terrae《* [OE. *landgafol*]⁽³³⁾ として、飽くまで彼等4人の連帯責任に於て、毎年領主たる Baldwin に納めていたものと思われる。而もまた、前註(29)において指摘せられたように、あくまで Devonshire ならざる Gloucestershire の都市に関してのことではあるが、当時 *burgenses* の斯かる事実上の *burgage tenure* にもとづく *burgage rent* の額が一般に1s. に固定していたことが、此の際此処で思い合わされるのである。——以上の諸点を彼れ是れ勘案するとき、Okehampton は、『ブク』の段階では、即自的には一形式上法制的には、なお未だ *manerium* として存在しているものの、既にその内にはその対立物 *Antithese* としての・形式上法制的に厳密なる意義における *burgus*

31) *D. B.*, Vol. I, folio 105 b.

32) *D. B.*, Vol. II, folio 319 b. — et modo i mercatum et in mercato manent xxv burgenses.

前掲拙著「イングランド中世都市の展開」307ページ、参照。

33) E.g. *D. B.*, Vol. I, folio 52. 前掲拙著「展開」8~10ページ、参照。

に転化せんとする所の可能性を孕んでいて、その限りにおいて、我々は、『ブク』段階の Okehampton をもって事実上 *de facto* のボロウ——一つの小さき市場町たる seigniorial borough であると認定して差支えないものとするのである。⁽³⁴⁾

さて、抑々 1066 年 Normandie 公 Guillaum すなわちのちの征服王は、麾下のノルマン人貴族を率いて、9 月末南東部イングランド South-East England の一州・Sussex 州の English Channel に面せる Pevensey に上陸、10 月にはその東北方の海港 Hastings より少しく西北の内陸に入れる Senlac の野に於て、かの Edward the Confessor の義兄にあたり名目上最後の Anglo-Saxon の王たる所の Harold の軍を打破、彼を敗死せしめて、茲に南東部イングランド地域をほぼ平定、同年のクリスマスには Westminster 大聖堂に懺悔王の「適法なる」後継者として戴冠式を挙げることとなった。而して、その後、彼は、1068 年までに、イングランド南西部地域の「征服」を茲にほぼ完了するに到るのであるが、いま『ブク』に見えるところの Okehampton の城郭は、元来東方より進軍し来って Devonshire に入り、その首都 Exeter を攻略、さらに Devonshire の西隣の Cornwall 州に突入して、爰に彼の新王国の極西部地方の到る処でほぼ其の秩序を恢復するに成功するに到った征服王が、斯かる南西部イングランドの「征服」過程に於て、いま Cornwall に通ずる主要道路に極めて近接して存在する所の此処 Okehampton の要衝の地に一城を創設せしめたものであると考えられるのである。⁽³⁵⁾ 而して、征服王の命に依り此の地に築城せる者こそ、もと征服王の側近のノルマン人貴族のひとり Gilbert 伯の息子にして前出の Suffolk 州 Clare の領主 Richard [45 ペイヂ参照] の弟にあたる所の、『ブク』に Devonshire 州の州奉行 sheriff として現われた Baldwin、すなわち Gilbert の息子の Baldwin [Baldwin fitz Gilbert] その人に他ならなかったのである。即ち、彼は、Okehampton の領主として、その居城を築くとともに、その城下に——East Okement, West Okement 両河の河間の地をトしていま新しく一つの市場——恐らく 1 週 1 回近傍農村とのあいだに物資の交流＝商品流通＝交換を行う機能を有する所の週市 weekly market、を開設したが、斯かる市場を中心として其の周辺に次第に町が——事実上一個の小さき seigniorial borough たる所の市場町が、展開してゆくこととなったのである。⁽³⁶⁾

34) 此の点に関して、Finberg は、その史料的根拠は之を明示せざれども明らかに本文に於て筆者がいま分析せる所の Okehampton に関する『ブク』の記述を念頭に置きつつ、Okehampton は「一つの市場と 4 人の都市民たちとを既に獲得していて、1086 年頃にはもはやボロウの法的地位 [の取得] に向って若干の前進を成し遂げていた (..... had made some advance towards borough status by 1086, having acquired a market and four burgesses)」と、聊か曖昧なる説明を行っている。Cf. H. P. R. Finberg, 'The Borough of Tavistock: its Origin and Early History', in W. G. Hoskins & H. P. R. Finberg, *Devonshire Studies* (London, 1952), p. 172, and in H. P. R. Finberg, *West-Country Historical Studies* (Newton Abbot, Devons., 1969), p. 104.

35) W. G. Hoskins, *Devon and its People* (Newton Abbot, 1959), p. 47.

36) Cf. F. M. Stenton, *Anglo-Saxon England* (Oxford, 1943; 3rd edn., 1971), p. 632, note 2; Sanders, *op. cit.*, p. 69; Hoskins, *op. cit.*, p. 51.

然し乍ら、市場町としての Okehampton は、その後しかく順調なる発展のコースは辿らなかつたものの如くである。夫れと云うのも、根本的には、いまその周囲に有力なるライヴァルが存していたからに他ならない。いったい、『ブク』成立の段階に於ては、Devonshire には、そこに司教座都市 (*civitas*) としての Exeter を始めとして、既に法的に borough として認められた所の三つの町、——Okehampton の北方・Taw 河口に在る Barnstaple, Okehampton の南方・Tavistock の北方に当りほぼ両者の中間に位置する Lydford と、Exeter の南方・Tavistock の東南方なる Totnes, が存在したのであるが、此れら以上四つの名実共に都市たるもののうち、その一つの Lydford とともに、いま Okehampton は、第12世紀に入ってから Tavistock の経済的興隆に伴って打撃を蒙り、その市場の発展は一時頓挫を来すの已むなきに立ち到つたのであつた。⁽³⁷⁾ 即ち、Anglo-Saxon 時代の末期、981年に時の Wessex 王 Æthelred II の発給せる所のチャータに依つて設立せられた其の修道院を以て聞えたる Tavistock は、第12世紀初、1105年の頃、当時その Normandie における軍事行動に所要の資金の調達に苦慮しつつあつた、Henry II に対する献金の見返りとして、その修道院長が、王より、向後 Tavistock において毎週1回金曜日に週市を開催し得る権限を与えられた。ところが、従来、既述の Dartmoor と、其の西方 Cornwall, Devonshire 両州の境界を南北に流れる Tamar 河とのあいだの地域一帯に亘つて、自他共に許す商業的中心をなしたる所のものは、かの Æthelred II 時代以来其処に連綿として造幣所 mint の存せるところの・royal borough たる Lydford であつたのである。そこで、此の Lydford の都市民たちは、今や其の修道院長が週市開催権を掌握し商業上の自主性 commercial autonomy を樹立したる所の Tavistock に対して、是れを嫉視・羨望する所があつたに相違ないのであるが、その際、この Tavistock の金曜日と競合関係に立つ市場を既にして有せる所の、我が Okehampton の事実上の都市民たちも亦 Lydford の都市民に同調して、Tavistock の商業上の自主性を羨望・嫉視したることと想われるのである。かくて、Tavistock の商業上の自主性が最終的に確立を見る迄には、そこに或る種の葛藤が展開されたであろうことは、その後 Tavistock の修道院長が直ちに王に働きかけて、同修道院長をして「彼の〔開催 = 所有する所の〕Tavistock の市場を平和裡に所有する」ことを得せしめるべく、Okehampton の領主を含めて「Devonshire のすべてのバロン〔直接受封者〕たち」に警告する所の、一つの王の命令書 royal mandate を先きのチャータに加えて更に贏ち得ていると云う事実、に徴してもいま能く推知せられる所である。⁽³⁸⁾

37) W. G. Hoskins, 'The Wealth of Medieval Devon', in W. G. Hoskins & H. P. R. Finberg, *Devonshire Studies*, p. 225.

38) H. P. R. Finberg, *Tavistock Abbey: A Study in the Social and Economic History of Devon* (Cambridge, 1951), pp. 197 f. 因みに、Henry I は、その後更に、Tavistock の修道院長に対して第3の令状 writ を交附し、そのなかで既往の週市の開催権の授与を再確認するとともに、週市とは別に新たに大市 fair——St. Rumon の祝祭日當日を中に狭んでその前日並びにその明けの日の都合3日間すなわち8月29日より31日まで、毎年1回年市 annual market を開催し得る所の権限をも之

以上、之を要するに、第12世紀に於て、Tavistockの市場は、いまDartmoorからCornwallとの州境に至るまでの・Devonshire西部一帯の地における最大の市場として商業的ヘゲモニーを振り、ためにOkehamptonはLydfordとともにその下風に立つことを余儀なくされて、その市場はLydfordの夫れとともに一時衰微を来したのである。が、夫れも東の間、やがて第13世紀に入って、その第2・四半世紀には、Okehamptonの市場経済は茲に再び復活を見たものようである。夫れが証拠には、今日Public Record Office所蔵に係る当代の巡回裁判記録Assize Rolls中には、そこに、1238年Lydfordの人々が行ったところのOkehamptonの[市場の]惹き起した競争competitionに対する異議申立ての記録が遺っているのであるが、その場合、いま彼等Lydfordの人々はOkehamptonの当該市場が宛も何か新しいものであるかのような表現を以てその異議の申立てを行っている、と曰う。⁽³⁹⁾なお、上記のAssize Rollsの同じ箇所には、上述の記事のあとに、Okehamptonが今や此の年—1238年を以て、巡回裁判eyreにおいて、夫れ自身の12人の陪審員jurorsを選出する所の・一個の歴としたboroughとして確立せることを、また記している、と曰う。⁽⁴⁰⁾

併し乍ら、今や歴としたseigniorial boroughとなった所の市場町—Okehamptonは斯くのごとく第13世紀に入って漸く復興を見、同世紀末葉、1292年、時の領主Hugh IIの死亡時に作製せられた「死後審問」(*Inquisitio Post Mortem*)——一般に直接受封者の死去に際して行われた陪審jury形式に依る所の調査記録——に於ては、その都市民の140の自由土地保有burgagesより生ずる所のOkehampton領主の地代収入の総額は年間£8 15 s. 5 d.を算したとは言え、その後第14世紀に入っても、そこにしかく大いなる都市経済の展開を示したとは言うことを得ないのである。そのことは、かつてGloucestershireに就いてひとたび之を援用したる所の、其の一旦成立を見るや爾後殆ど3世紀に亘ってほぼ不変の税額を規定した、かの1334年における動産課税額の評価に照してみても、よく首肯せられ得る所である。即ち、此の1334年に行われた、全国的な動産personal propertyに対する課税額のassessmentに於て、Devonshire州では、boroughとして $\frac{1}{10}$ の税率を以て評価の対象となった所のものは、総て19、——夫れらはいま、第12世紀以来急速なる興隆を示した、Tavistock南方の・English Channelに臨む海港Plymouthの£34 12 s. 8 d.をいま最高値とし、Lydfordの£1 3 s. 4 d.を最低値とするところの序列をそこに形成しているのであるが、その場合注目されるのは、Okehamptonは纔かに最下位を免れてLydfordより9 s. 4 d.高額の、£1 12 s. 8 d.の数値を示しているに過ぎ

を認可して、愈々以て此の地域一帯におけるTavistockの商業的独占を強固ならしめたのであった。
Cf. Finberg, *Tavistock Abbey*, p. 198.

39) Finberg, *ibid.*, p. 169, note 2.

40) Beresford & Finberg, *op. cit.*, p. 96.

41) Maurice Beresford, *New Towns of the Middle Ages: Town Plantation in England, Wales and Gascony* (London, 1967), p. 68 (Table III. 2-cont.) Cf. Sanders, *op. cit.*, p. 70.

ないと言う事実である。⁽⁴²⁾ 斯くて、Okehampton は、第14世紀に於ても、その市場町としての規模はさして大いならざる——飽くまでも small market town たるところの、seigniorial borough として存在したのであった。

我々は、次に、東部イングランド地域に眼を転じてみよう。すると、まず Lincolnshire 州について、我々は、北海に注ぐ Humber 河の河口を少しく上流に溯った其の南岸に、これまた小さき seigniorial borough たるところの市場町—Barton-upon-Humber を見出すのである。此の同州南方の Wash 湾と並んで古来イングランドのバルト海貿易への入口をなせるところの Humber 河口に臨む Barton の港町は、既に『ブク』第1巻の Lincolnshire に関する記述に於て現われている。即ち、その此の州に於ける王領につづく一般の土地保有者の土地に就いての記述中、いま「ガンのジルベールの土地」(Terra Gisleberti De Gand)として、『ブク』の調査の時点—1086年当時、此の州の Folkingham の領主たりし Gilbert de Ghent († ca. 1095) の所領に就いて記述せる箇所に、『 Barton においては、……其処に^い一つの教会 (aecclesia) と一人の司祭 (presbiter), [合計] 四十シリングの [banalité 収益を挙ぐる所の] 二箇所の粉碾場 (molinus), ^い一つの市場 (mercatum), 而して四ポンドの [渡船料収入を領主にもたらす] 一箇所の渡し場 (pasagium) 存す (In Bertone……ibi aecclesia 7 presbiter et ii molini xl solidos 7 i mercatum 7 passagium.)』とあるのである。⁽⁴³⁾ 是れに由って之を觀れば、1086年当時、63人の villani (villains), 83人の bordarii (bordars), 42人の sochemanni (sokemen) の存していたことが『ブク』の同じ箇所に依って知られる此の Barton は、夫れ自体、まことに大いなる一つの村落—荘園 (manerium) であって、其処には、その地理的条件の然らしむる・領主直轄の1箇所の渡し場の存するほかに、一人の司祭の居る村[教区]の教会が在り、また領主が領民—一般の隷屬農民にその使用を強制して其の手数料を納めしむる所の・領主直轄の穀物の粉碾場が存したことが知られるのであるが、——斯かる未だ borough ならざる一個の荘園としての此処 Barton-upon-Humber には、既にして其処に市場が存在した事を我々は知るのである。而も、それのみに止まらない。『ブク』は、また、この Barton の西南に当る・おなじく Humber 下流の南岸に在る所の South Ferriby と共に、Barton についてなお次のごとく述べて居るのである、——『 Barton ならびにフェリビにおいては、[1086年現在] ジルベールドゥーガンの家臣団 (homines) が、パン・魚類・皮革その他極めて多くの物に就いて、彼等がエドワード [懺悔] 王時代 [—1066年の「征服」前夜の時点に於て] 取得したる夫れとは異なる所の市場使用料 (theloneum) を取得しをれり——夫れら [の商品] に就いては抑々懺悔王時代には [市場] に入出す

42) Hoskins, 'The Wealth of Medieval Devon', pp. 218-28; especially, p. 223, table. 但、Beresford は、Hoskins とは少しく異なった所の数値—22 s. すなわち £1 2 s. の数値を示している。Cf. Beresford, *ibid.*, p. 262, Table ix. 4.

43) D. B., Vol. I, folio 354 b. なお、Gilbert de Ghent については、Sanders, *op. cit.*, p. 46 参照。

る購買者・販売者に依って]凡そ如何なる物も[領主に対して]与へ[一納め]られざりしなり(In Bertune et in Ferebi accipiunt homines Gisleberti de Gand theloneum aliud quam acceperunt, Tempore Regis Edwardi de pane, piscibus, coriis, et aliis rebus plurimis, unde numquam datum fuit.)⁽⁴⁴⁾』, と。此処に現われる所の市場使用料(*theloneum*)とは、前述のごとく[前段 45 ペイチ参照]近代英語にては 'toll' と云い、中世イングランドにおいて最高の封建領主たる王自身、或いは王に依っていまその開催 = 所有権を譲与せられたる者——聖俗の封建的権力者又はボロウ即ち特権都市の当局者が、その開催 = 所有権を有する所の中世市場——週市 *weekly market* ならびに大市 *fair* において、其処に出入するすべての購買者・販売者に依って購買せられ販売せられる所の一切の商品に対して賦課したる、一種の封建的慣習的貢租を表わして、夫れは斯かる中世市場の開催 = 所有権者たる者にとっていま重要な特権的収入源の一つたりしもの、に他ならないのである。⁽⁴⁵⁾

かくて、之を要するに、Barton-upon-Humber は、『ブク』成立の1086年の段階に於て、未だ夫れはボロウを成さざりしとは言え、其処に既に市場が存在していて、その市場に於ては夙に此の荘園の領主に依って市場使用料が徴収せられていたののであるが、此の Humber 河口に臨む港町が何時ボロウとして法認せられるに到ったかはいま証拠書類が遺つて居らず明らかではない。併しながら、其処では、その水陸交通上の要衝を占むる所の地理的条件に恵まれて「征服」以後早くから商業—なかならず *local* ならざる・*regional* なる対外的商業—海上貿易が、*weekly market* を舞台とする所の地方的 = 局地的な短距離商業と並行して発達を遂げ、そこに市場も週市のみならず *annual* な *periodical market* たる *fair* が開催せられたであろうことは、ほぼ確実であると思われる。Pipe Rolls—財務府 Exchequer の記録簿—は、その Jhon 王の治世第 6 年の条に、1202~04年の期間に於ける全王国の商人税の申告を載せて居るのであるが、いま Humber 河下流域一帯の港町にのみ限定して此の記録を見るときには、Humber 河口最大の・その北岸に在る港町 Hull の商人税の申告額が £344 14 s. 4 $\frac{1}{2}$ d., Hull の東南・Humber 河口南岸の Grimsby の夫れが £91 15 s. 0 $\frac{1}{2}$ d., Hull の東方・Humber 河口北岸より少しく内地に入れるところの Hedon の夫れが £60 8 s. 4 d., Grimsby の西北・Humber 河口南岸の Immingham の夫れが £18 15 s. 10 $\frac{1}{2}$ d. であるとき、我が Barton-upon-Humber の商人税の申告額は、Immingham の夫れより稍々多く、£33 11 s. 9 d. の数値を示している、と曰う。⁽⁴⁶⁾ 而して、同世紀末、Edward I の治世年間、1298年には、此の Barton-upon-Humber には其処に都市民 (*burgenses*) の存在したることが、今日 Public Record Office 所蔵の文書に処つて瞭らかである、と曰う。⁽⁴⁷⁾ 恐らく、この頃、Barton-upon-Humber は、事実上 *de facto* 小さき *seignio-*

44) D. B., Vol. I, folio 375 b.

45) 前掲拙稿「中世市場についての一考察」の第3節、特にその66~9 ペイチ、参照。

46) Francis Hill, *Medieval Lincoln* (Cambridge, 1965), p. 307.

47) Beresford & Finberg, *op. cit.*, p. 136.

rial borough として自己を確立せしめていたのであろう、と思われるのである。

最後に、我々は、同じく東部イングランド地域に属する、Lincolnshire 州の東南なる Suffolk 州について、小さき seigniorial borough たるところの market town を探ってみよう。すると、此の州の南西隅、Stour 河の北岸に、さきに Gloucestershire の Thornbury の考察に際して我々のひとたび之を引証したる所の、Clare がまさに斯かるものとして浮び上がる。

Clare が、抑々史料のうえに最初に現われるのは、『ブク』の第 2 卷〔所謂 “Little Domesday”〕の此の州の土地保有者の土地に関する記述中の、「ジルベール伯の息子リチャードの諸所領」(Terræ Ricardi Filii Comitis Gisleberti) に関する所の記述の冒頭に於てである。いま夫れに拠れば、此の土地 (Clava) は、1086 年の『ブク』成立の時点以前の、「征服」前夜の Anglo-Saxon 時代の末期—懺悔王の時代に於ては、Wisgar の息子 Aluric (Aluricus filius Wisgari) なる、明らかに Anglo-Saxon 系の一領主に依って「一個の荘園として」(per manerium) 保有せられていて、其処に 40 人の villains (villani), 10 人の bordars (bordarii) が住し、その領主直當地 (dominium) には 12 組の犁隊 (carucae) が、またその農民保有地には 36 組の犁隊が夫々稼動していたのであるが、いま爰に注目に値いするのは、『ブク』の調査の行われた 1086 年現在に於けると同様に懺悔王時代に於ても其処に「常に一つの市場存せり」(Semper unum mercatum) と云うことが明記せられて居ること、是れである。即ち、この Clare の場合、夫れは Anglo-Saxon 時代末期に於て上に見たる如く歴とした一個の荘園を形づくっていたと同時に、当時既にそこに市場が成立していたことを我々は認識しなければならないのである。——農村共同体を母胎とする所のイングランド中世都市展開の出発点としての、Anglo-Saxon 時代末期に於ける一般に商品 = 貨幣流通の進展を実証する所の、一つの歴史的事実が此処にもまた認められる。⁽⁴⁹⁾ なお、Anglo-Saxon 時代末期において、当時 East Anglia 王国の南境に位置せる軍事的要衝の地の此処 Clare には既に何らかの城塞的設備が存在したであろう、と言われている。⁽⁵⁰⁾

而して、おなじ懺悔王の時代に Aluric は此の荘園を宗教的的目的のために教会に寄進したることが前記の『ブク』の記述箇所によつて知られるのであるが、其処に「征服」が起つて、征服王は此の寄進を以て無効なりとし、Clare の地を自らの手に没収するとともに、更めて是れを封地 (feudum) として他の多くの土地とともに、「征服」に際し王に扈從して大陸より渡り来つたところの Norman 貴族のひとり—前記 Brionne 伯 Gilbert の息子たる Richard に下封した

48) D. B., Vol. II, folio 389 b.

49) 前掲拙著『イングランド中世都市の展開』、その特に第 7 章、参照。

50) *The Victoria County History, Suffolk*, Vol. I (London, 1911; Reprinted, 1975), p. 595; Gladys A. Thornton, 'A Study in the History of Clare, Suffolk; with Special Reference to its Development as a Borough', *Trans. of the Roy. Hist. Soc.*, 4th Series, Vol. xi (1928), p. 84; *Idem, A History of Clare, Suffolk* (Cambridge, 1928), pp. 14 f.

(51)
のであった。

斯くいま Anglo-Saxoe 時代の末期から「征服」後へと時代が推移する間に、Clare の荘園には其処に変動が生じて来ていたことが、是れまた前記の『ブク』の記述に拠って明らかにされるのである。即ち、懺悔王時代40人在った villain が『ブク』調査の時点の1086年には30人に減少し、10人在った bordar が30人に増加し、懺悔王時代12組の犁隊の稼働せる領主直営地が今や7組の犁隊の稼働する夫れにまでその経営規模を縮小するとともに、同様懺悔王時代36組の犁隊の稼働せる農民保有地が今や24組の犁隊の稼働する夫れにまでその経営規模を縮小して、曾て懺悔王時代12匹であった所の豚が今や60匹となり、曾て60匹であった所の羊が今や480匹となった。然し、此処に特筆大書さるべきことは、『ブク』がいま懺悔王時代に引続いて1086年の時点に於ても此処 Clare の荘園には依然一つの市場の存することを述べたあとに、新しく「今や四十三人の都市市民存せり」(modo xliii burgenses)と云うことを附言して居ること、即ち是れである。爰に、我々は、懺悔王時代から『ブク』の調査時点に至る迄に於て、此処 Clare に於ては、市場経済の[・]実質的[・]発展を[・]枢軸として、そこになお形式上は荘園に所属しながらも荘園の一般住民とはもはや範疇的に異質 heterogen なるところの社会的存在を少数異分子としてではあるが分出せしめ、言ってみれば *manerium* の大海のなかに今や Lilliputian なる *burgus* を発生せしめつつある過程の進行を認めることが出来るのである。

ともあれ、Clare の荘園は、「征服」後^{いっぽく}幾許も無く、Richard が Clare とともに征服王より下封せられた——そのうち95は Suffolk 州内に在り、爾余は Essex その他の近隣諸州に散在する——170にも及ぶところの諸所領 = 諸荘園の総体すなわちのちの Honour of Clare の今や行政上の中枢 (*caput*) をなすに到ったのである。⁽⁵²⁾ 而して、Richard は、1075年には Norman England における・王に次ぐところの地位たる最高法官 Chief Justiciar に就任し、当時勃発を見た Ralph 伯らの叛乱鎮圧に活躍したが、⁽⁵³⁾ 1090年の頃歿し、その後 Gilbert I († ca. 1114~17)、Richard II († 1136) の2代の当主を経て現われたのが、さきに Gloucestershire の Thornbury の考察に際してひとたび我々の之を見たる、初代の Hertford 伯となれる Gilbert II († 1152) であり、その弟 Roger († 1173) であり、その子の Richard III († 1217) であり、さらに又その子の第6代 Gloucester 伯となれる所の Gilbert III († 1230) であつたのである。⁽⁵⁴⁾ これらの累代の Clare 家の当主たちのうち、いま、Richard III は、John 王に対するバロンたちの闘争に於て終始指導的役割を演じ、その後の当主たちも亦 Henry III の治世年間王との紛争に常に先頭に立ったのであるが、1230年、Gilbert III 歿してのち、1243年に至って漸く成年に達

51) V. C. H., *Suffolk*, Vol. I, pp. 397 f.; Thornton, *A History of Clare*, p. 1.

52) V. C. H., *Suffolk*, Vol. I, pp. 397 f.; Thornton, *loc. cit.*, p. 84; *Idem*, *A History of Clare*, pp. 1, 15.

53) V. C. H., *Suffolk*, Vol. I, p. 398.

54) 前段, 45ページ, 参照。

して父の所領を相続せる所の Gilbert の嗣子 Richard IV [既出] が 1262 年に歿して、その跡を承けて現われた Gilbert IV († 1295) [Gloucester 伯としては第 8 代] の時には、今や Clare 家はその繁栄の絶頂に達し、Gilbert は国王 Edward I と和解して、その娘 Joan of Acre († 1307) を己が妻に貰い受けた。然し、両人のあいだに生まれた長子 Gilbert V は、1312 年に至って漸く成年に達して 1295 年に死亡せる父の所領を相続し第 9 代の Gloucester 伯を称えたるものの、翌々年—1314 年には早くも、彼は、英王 Edward II の軍に従って、王に反抗してスコットランドの独立のために蹶起せる・かの Robert Bruce との有名な Bannockburn の戦に戦死を遂げ、その嗣子を遺すに到らず、こののち Honour of Clare の相続権は Gilbert の末妹 Elizabeth († 1360) に帰することとなつて、爰に Clare 家の男系は跡絶えたのである。⁽⁵⁵⁾

以上、「征服」以後、第 12 世紀初葉からは Hertford 伯を、第 13 世紀初葉からはさらに Gloucester 伯をも兼ねた所の、当代イングランドにおける代表的な一封建貴族—もと Suffolk 州の Clare の領主の家の歴史を第 14 世紀の初葉に至るまで辿り来たのであるが、その場合、斯かる一個の封建的権力の基盤—Honour of Clare の中枢をなせる所の・領主の居住する Clare 城の存する Clare は、いったい何時その元来の manor から脱皮して一個の borough—一個の seigniorial borough として確立を見たのであろうか。

遺憾ながら、「征服」以後凡そ 2 世紀の間と云うものは Clare における borough の展開に言及せる如何なる文献的史料をも我々は之を有していない。従つて、上記の設問に答えることは不可能である。然し乍ら、1262 年、前記 Richard IV が死亡せる際作製せられた所の、Clare 領主の所領に関する現存する最古の「死後審問」(Inquisitio Post Mortem) には、文書上初めて明確に Clare の borough なるものが現われている。従つて、「征服」より此の文書の出現する Henry III の治世の晩年の 1262 年に至る迄の間において何時か、Clare では borough の manor からの脱皮が成し遂げられたに相違ないのである。

而して、いま 1262 年、Clare の代表的な住民 12 名の満場一致の評決 verdict に依つてなされた、死者 Richard の死亡の事実と相続人 Gilbert の実名並びに年齢との認定の記録である所の、上記の「死後審問」には、其処に Clare の borough に関する詳細なる情報が含まれて居るのであるが、今夫れに拠ると、⁽⁵⁶⁾此の borough (burgus) から 1 年間に Clare の領主の上げている収入の総額は、£15 16 s. 9 $\frac{1}{2}$ d. (xv. xvjs ixd. ob.) であつて、その内、borough の住民 burges-

55) Thornton, *A History of Clare*, p. 2; Sanders, *op. cit.*, p. 35.

56) 以下、掲げる所の数字は、専ら、Thornton 女史が、直接、1262 年の「死後審問」の原史料にあつて引き出せる所のもの—その論文に於ては直接テキストを引用し、その著書に於ては之を英訳、且つ表式化して示している—に拠る。Cf. Thornton, *loc. cit.*, p. 89; *idem*, *A History of Clare*, p. 21. 但、その解釈は、当然筆者の責任に属する。なお、Beresford も亦、Thornton 女史の使用せるとおなじ source に基づいて、1262 年の Clare のボロウにおける領主収入の総額 £15 16 s. 9 $\frac{1}{2}$ d. の数値のみ之をその大書に於て挙げてゐる。Cf. Beresford, *New Towns of the Middle Ages*, p. 67, Table III. 2.

ses が burgage tenure にもとづいて領主に依り徴取せられる地代の総額は年間 (*per annum*) £3 10 s. $1\frac{1}{2}$ d. (*sexaginta decem solidi et tres oboli*), borough の裁判所 court の罰金等の収入 (*perquisita*) その他合せて £2 (*quadraginta solidos*) に上るほか、注目すべきは、borough の領主の開催する所の週市 (*mercatum*) 並びに後述する Wentford の大市 (*nundinarum de Wantesford*) から上がる収入が総額 £10 (*decem libras*) に上っていると云う事実であって、その週市の収入の内には場所代 (*stallagium*)⁽⁵⁷⁾、市場使用料 (*tolnetum mercati*) が含まれて居るのである。なお、斯かる孵化したばかりの borough の住民が未だに manor の一般隷属民の基本的性格を全面的に払拭する迄に到っていないことは、此の1262年の「死後審問」の borough 関係の報告中に、彼等 burgess たちの荘園の領主直営耕地に於て果すべき所の慣習的な賦役労働の義務 (*consuetudines quas facere debent pro exsiamentis super dominicum*) が——いま貨幣に依って代納 commute せられて——二分ノーマルク (*dimidiam marcus*) すなわち 6s. 8d. と計上せられて居る処に、ハッキリと認められる〔尤も、此の項目は、次ぎに述べる1295年の前記 Gilbert IV の「死後審問」からは最早消えているのであるが⁽⁵⁸⁾〕。孰れにしても、いま、第13世紀後半 Clare が一つの小さき seigniorial borough たる所の市場町として存在したることは、以上の1262年の「死後審問」の分析に依って一点の疑いも存しない所である。その burgage tenure にもとづいて領主に地代を支払って居る所の都市民 burgess たちは、もはや農業生産よりも手工業生産—小売商業により多く関係を有しており、その必然的な結果として、上に見たるごとく、今や領主の borough 収入の大宗をなせる所のものは、週市・大市等の一般に市場より生ずる収入であった訣である。

而して、その後、前記の Gilbert IV の死去に際し作製せられた・1295年の「死後審問」に於ける、Clare の borough の領主収入の総額は、£12 10 s., その内、週市 mrket と大市 fair とを合せたる一般に市場使用料収入は £6 と、依然領主収入の総額の半ばを占めており、又、Gilbert IV の死後未亡人として、その子ののちの Gilbert V の成年に達するまで、Honour of Clare を相続していた、かの Joan of Acre〔前出〕が1307年に歿した際の「死後審問」に於けるところの、Clare の borough の領主収入の総額は、£11 4 s. $0\frac{1}{2}$ d. (*xj librae iij solidi obolus*), その内、80人の自由土地保有者 (*libere tenentes*) すなわち荘園の不自由土地保有者ならざる都市民 (*burgenses*) の支払える所の地代の総額が年間 (*per annum*) £3 14 s. $0\frac{1}{2}$ d. (*lxxiiij solidi obolus*), 週市 (*forum*) より上がる所の市場使用料 (*theolonium*) その他の収入が年間 (*per annum*) £5 (*c solidi*), そして Wentford の大市 (*nundine de Wanteford*) [もと Clare 北郊の小村 hamlet にしてその後 Clare の域内に編入せられた Chilton にいま所在するところの、Wentford の chapel の境内で毎年聖母マリアの生誕の祝祭日—9月8日に開催せられた] より上がる [市場使用料その他の] 収

57) 前掲拙稿「中世市場についての一考察」, 68~70ページ, 参照。

58) Thornton, *loc. cit.*, pp. 89 f., *idem*, *A History of Clare*, p. 21.

入が£1 (*xx solidi*), ほかに一般に borough の裁判所 (*curia*) その他より上がる所の裁判収入 (*placita et perquisita*) が年間 (*per annum*) すべて £1 10 s. (*xxx solidi*), であって、此の場合に於ても週市と大市とを合せたる一般に市場使用料収入は全体としての領主の borough 収入のまさに半ばを超えていることが注目せられるのである。⁽⁵⁹⁾

以上、我々は、Suffolk 州の Clare なる一つの小さき seigniorial borough たるところの市場町の実態を、第13世紀後半より第14世紀初葉にかけて少々詳細に亘って考察して来たのであるが、夫れよりいま帰結せられることは、先ず第1に、這の間に於て此の Clare の borough の地代 *burgage rent* の総額は £3 10 s. 台に殆ど固定している、と云うこと。第2に、週市 *weekly market* の市場使用料 *toll* と大市 *fair* の夫れとは概ね一括して扱われていて、夫れは1262年の£10を最高としてそのほかは孰れも£10以下であるが、概して言えば、斯かる市場使用料収入は全 borough 収入の約半ばを占めている、と云うこと。最後に、その場合、Clare における borough の領主の全収入額は1262年の£15 16 s. $9\frac{1}{2} d.$ を除いて普通凡そ£10を若干上廻る程度に止まったと云うこと、以上である。我々は、其処に、此の Clare が飽くまでもいま小さき seigniorial borough たるところの小市場町 *small market town* の一つの典型を現わすものであったことを、認識し得るかと考える者である。

59) 1295年の「死後審問」に現われた数字、1307年の「死後審問」に現われた数字は、共にすべて、Thornton 女史がそれぞれ直接原史料より引き出せる所のもの——その場合、女史は、後者に就いては、その論文に於ては直接テキストの引用を行い、その著書に於ては是れを英訳して示している。Cf. Thornton, 'A Study in the History of Clare', pp. 89 f.; *idem*, *A History of Clare*, pp. 21 f. なお、Wentford の *fair* については、Thornton, *ibid.*, pp. 22, 100, 108, 177 *et al.* 参照。

60) Cf. Thornton, 'A Study in the History of Clare', p. 90; *idem*, *A History of Clare*, p. 22. 因みに、合衆国の一研究者 Altschul は、Public Record Office 所蔵の 'Escheators' Accounts' [国王の不動産復帰権 (*escheat*)・後見権 (*wardship*) 関係の土地管理官 (*escheator*) の調査報告] に拠って、前出 Gilbert V の相統時—1311~12年に於ける、Clare の borough の領主収入の総額として £16 10 s. なる数値を挙げ、その内 *burgage rent* 収入の占むる比率は凡そ 23 パーセント [約 £3 16 s.] で、夫れはいま全収入の三分一を占める所の市場収入 [約 £5 10 s.] を下廻ることを、指摘している。Michael Altschul, *A Baronial Family in Medieval England: The Clares, 1217-1314* (Batimore, 1965), p. 219.